

行田市障害者計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第7条の2第3項の規定に基づき、行田市障害者計画（以下「障害者計画」という。）を策定するため、行田市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議し、その結果を市長に報告する。

- (1) 障害者計画の策定に関する調査研究に関すること。
- (2) その他障害者対策に必要な事項の調査研究に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 社会福祉施設等の代表
- (2) 障害者福祉団体の代表
- (3) 学識経験者
- (4) 公募の市民

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、障害者計画の策定に関する調査研究の結果を市長へ報告するまでの間とする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会の会議の議長は、委員長をもって充てる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。

4 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。